

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）
に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

（1）家庭系一般廃棄物の収集運搬業務について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ウ. 委託費について （イ）単価について【収集業務課】（報告書 P77） 一般ごみの費目別の費用について、概要に記載のとおり、現場管理費が月額 23～26 万円、一般管理費が 9～22 万円程度計上されている。 現場管理費の内容としては、現場に常駐する社員の給与、労災保険等の法定福利費等が考えられるが、実際には苦情や緊急連絡等に要する人員を想定しているということであった。そのような現場管理費として、人件費及び車両関係費の合計の 17%以上も要することは考え難い。仮に現場管理費が月報作成等に従事する事務の人件費に見合うものであるとしても、最大見積っても 1 日当たり 1 時間以内で作成可能である月報作成費用等のための人件費として、月額 23 万円以上もの支払いを行うことには合理的な説明が難しい。 また、一般管理費の内容は、会社の本支店での必要経費、公共事業としての適正利益とされているが、ごみの種類によってこれらが大きく変わることは通常なく、概要に記載の費目別費用の表のとおり、可燃ごみ・資源物と比べて著しく高い不燃・有害ごみの計上額（約 22 万円）の妥当性に疑念があり、適正なコスト水準への減額の余地があるものと考えられる。 次に、契約形態の違いの観点から、希望型指名競争入札により収集業者を選定している粗大ごみ収集運搬業務委託との比較を行った。 粗大ごみの収集日数は年間 245 日程度であり、一般ごみの収集日数（285～310 日）よりも少な	平成 29 年度ごみ収集運搬業務委託においては、類似案件との比較を行うとともに、国土交通省（公共工事設計労務単価）・千葉市（土木積算基準）の基準に基づき積算を行い、現場管理費を 19 万円程度に、一般管理費を 9 万円程度に見直しを行った。

く、人件費が毎月 10～16 万円程度低くなっている。そのことを考慮しても、希望型指名競争入札によって業者を選定している粗大ごみ収集運搬業務委託の落札金額（収集車両 1 台当たりの単価で 84～91 万円）は随意契約による一般ごみ（同 116～128 万円）よりも大幅に低く、落札率は 73～88%程度である。なお、粗大ごみと一般ごみの収集に関して、日数の差異以外には、運転手と収集作業員の人数（各 1 人）及び業務内容には基本的に差異がなく、請負金額に影響を与える要素は基本的にはないものと考えられる。

このように、粗大ごみ収集運搬業務委託業者は、一般ごみよりも大幅に低い委託金額であっても、基本的に希望型指名競争入札であるため相応の利益を確保しているであろうことを考慮すると、一般ごみの収集運搬業務委託についても特に委託業務に直接かかる経費（車両関係費）以外の費目全般につき削減余地があるものと考えられる。

以上のとおり、収集運搬コスト削減のためには、ごみ収集車の台数のみならず、委託料の単価の適正な低減が可能であると判断できるが、適正な業務委託料へ収れんさせるための視点と活動が欠けているものと考えられる。

一般ごみ収集運搬業務委託の単価の設定について、過去数年間、委託金額の算定方法に変更はなく、単価の妥当性について実質的な検討が行われていないことから、希望型指名競争入札を実施している類似案件との適切な比較を行い、また、月報データの分析や人件費等の実勢等を分析した上で、単価の妥当性について検討されたい。